

福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱

19森第9171号 平成20年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県が発注する森林整備業務の委託契約及び林産物売払い契約(以下「森林整備業務等」という。)に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、森林整備業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱(平成18年6月27日付け18森第611号。以下「森林整備要綱」という。)第6条に規定する森林整備業務入札参加有資格者名簿又は林産物の売払い契約に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成20年3月28日付け19森第9174号。以下「林産物売払い要綱」という。)第5条に規定する林産物売払い入札参加有資格者名簿に登録されている者(以下「有資格者」という。)が別表第1及び第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件に該当した場合に、一定期間、福島県が実施する森林整備業務等の契約に係るすべての入札への参加を制限する措置(以下「参加資格制限」という。)を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格制限)

第2条 知事は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めるときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

2 知事が前項の規定による参加資格制限を行ったときは、森林整備業務等を所掌する本庁の課長又は公所長(以下「森林整備業務等執行権者」という。)は、当該参加資格制限に係る有資格者を入札に参加させてはならず、また、落札候補者又は落札者としてもならない。

3 森林整備業務等執行権者は、前項において参加資格制限に係る有資格者を現に指名し、又は一般競争入札参加資格確認を行っているときは、落札決定前に限り、当該指名通知又は一般競争入札参加資格確認を取り消すものとする。

(下請負人に関する参加資格制限)

第3条 知事は、前条第1項の規定により参加資格制限を行う場合において、当該参加資格制限について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について契約相手方の参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。ただし、当該下請負人に故意又は重大な責めを負うべき事由が認められるときはこの限りでない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

(参加資格制限期間の特例)

第4条 有資格者が、1つの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該各号の措置基準に定める運用期間の最も長い措置期間のものをもって措置するものとする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における参加資格制限期間は、それぞれ別表各号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする。ただし、当初の参加資格制限期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第1第1号から第4号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第1号から第4号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第1第5号から第8号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第5号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 別表第2第1号から第7号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第7号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき(次号に掲げる場合を除く。)

(4) 別表第2第1号から第3号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第3号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 知事は、有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に定める参加資格制限期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、有資格者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に定める長期を超える参加資格制限の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 知事は、参加資格制限期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で参加資格制限の期間を変更することができる。

6 知事は、参加資格制限期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について参加資格制限を解除するものとする。

7 知事は、参加資格制限期間中の有資格者について、新たな事案により措置要件に該当し、参加資格制限を行うこととなったときは、既に措置されている参加資格制限期間の終期の翌日を始期として参加資格制限を行うものとする。

8 知事は、新たに有資格者となった者について、参加資格制限を行う場合は、資格認定

日を始期として行う。この場合、該当する事実により既に参加資格制限がなされた者があるときは、その参加資格制限が行われた日から期間を定め、資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について、参加資格制限を行うものとする。また、該当する事実により参加資格制限がなされた者がいないときは、その事実を知り得た日から期間を定め、その参加資格制限期間のうち資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について、参加資格制限を行うものとする。

- 9 第2項、第4項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する参加資格制限の期間の特例)

第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより参加資格制限を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第4条第4項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、別表第2第2号又は第3号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする(ただし、当該規定適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。)

- (1) 県の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、福島県入札制度等監視委員会(以下「委員会」という。)の調査において、有資格者が当該談合の事実を否認していたにもかかわらず、その後の捜査機関の捜査等により談合行為が明らかとなり、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。
- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反若しくは公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- (3) 別表第2第2号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)
- (5) 県又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2

第3号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)

第5条の2 別表第2第2号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの参加資格制限の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、参加資格制限の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回るときは、第4条第3項の規定を適用するものとする。

第5条の3 知事は、別表第2第1号、第2号、第3号又は第7号(同号の措置基準(2)イに該当する場合に限る。)の措置要件に該当する有資格者のうち、単独で、委員会に当該不正行為に関する事実を自ら報告した有資格者について、次の各号の定めるところにより参加資格制限の期間を短縮又は免除することができる。

(1) 減免適用事業者数は、3者までとする。

(2) 福島県入札制度等監視委員会運営規程第7条第4号の決定(第6号の規定により「部会」を「委員会」と読み替えた場合を含む。)の前に、別記に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間すべてを免除するものとする。

(3) 前号の決定後に、別記に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

(参加資格制限期間の承継)

第6条 参加資格制限期間中の有資格者から、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該有資格者の業務を承継した有資格者は、当該参加資格制限に係る制限期間を承継するものとする。ただし、合併については、参加資格制限を受けた有資格者の役員が、業務を受け継いだ有資格者の役員に就任する場合又は株式の過半数を保有する場合に限るものとする。

(報告)

第7条 森林整備業務等執行権者は、有資格者が、別表措置基準各号(次項に該当する場合を除く。)に該当する事実を知ったときは、様式第1号により、速やかにその旨を森林整備業務にあつては森林計画課長、林産物売払いにあつては林業振興課長(以下「当該課長」という。)に報告しなければならない。この場合において、森林整備業務等執行権者は、対象森林整備業務等の主務課長を経由のうえ当該課長に報告しなければならない。

2 森林整備業務等執行権者は、県が締結した森林整備業務等の施行に当たり、現場等に

において事故が発生した場合は、様式第2-1号及び2-2号により、対象森林整備業務等の主務課長を経由のうえ当該課長に報告しなければならない。その際は、様式第2-3号により、契約相手方から報告を求めるものとする。

- 3 県が発注する森林整備業務等以外の森林整備等(国、市町村、森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に規定する森林整備法人。以下同じ。)又は国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所。)が発注する森林整備業務等のうち、施行現場が県内のものに限る。)の施行に当たり、現場等において事故が発生した場合、当該森林整備等の施工箇所を所管する農林事務所長は、前項に規定する報告様式により当該課長に報告するものとする。
- 4 県、国、市町村、森林整備法人又は国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所が発注する森林整備業務等以外の森林整備等(施行現場が県内のものに限る。)の施行に当たり、施行現場等において事故が発生し、当該施行の現場責任者等が刑法、労働安全衛生法の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起された場合、当該森林整備等の施工箇所を所管する農林事務所長は第2項に規定する報告様式により当該課長に報告するものとする。

(審議)

第8条 当該課長は、前条の報告を受けたとき又は有資格者が別表各号に該当する事実を知ったときは、森林整備要綱第4条に定める森林整備業務競争入札参加者資格審査委員会又は林産物売払い要綱第3条に定める林産物売払い入札参加者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)に対し、当該報告に係る参加資格制限を行うべき者及びその制限期間の審議を求めなければならない。

- 2 前項の規定は、第4条第5項及び第6項の措置を行う場合において準用する。

(参加資格制限の通知等)

第9条 当該課長は、前条の審議の結果、第2条第1項又は第3条第1項の規定による参加資格制限の措置が必要とされた場合は、知事の決裁を受け、様式第3-1号によりその旨を当該有資格者に、様式第3-2号により有資格者名簿の副本を置く機関に対して通知するものとする。ただし、当該有資格者に対し通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該通知を省略することができる。

- 2 前項の規定は、第4条第5項、第6項及び第6条の措置を行う場合において準用する。この場合、各々の措置については、様式第4号から様式第6号までにより通知を行うものとする。
- 3 該当課長は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、第7条の報告を行った森林整備業務等執行権者等に対し、報告事案の処理結果を書面で連絡するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 森林整備業務等執行権者は、参加資格制限期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由により随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ当該森林整備業務等を所掌する課長を経て、当該森林整備業務等の予算を主管する課長に協議するものとする。

(下請等の禁止)

第11条 森林整備業務等執行権者は、参加資格制限期間中の有資格者が、当該森林整備業務等執行権者の契約に係る森林整備業務等の下請をし、若しくは受託し、又は当該森林整備業務等の完成保証人(連帯保証人を含む。)となることを認めてはならない。

(参加資格制限に至らない事由に関する措置)

第12条 当該課長は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

第13条 第2条1項、第3条第1項、第4条第5項(ただし、期間の延長の場合に限る。)の措置を受け(第6条の規定に基づく期間の承継を含む。)、又は前条の規定による警告又は注意喚起を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項に規定する苦情申立てに関する手続は、別に定める森林整備業務等入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領の規定による。

(参加資格制限の公表)

第14条 当該課長は、第2条第1項、第3条第1項並びに第4条第5項及び第6項の措置を行ったとき(第6条の規定に基づく期間の承継があったときを含む。)は、様式第7号により、森林整備業務においては森林計画課のホームページに、林産物売払いにおいては林業振興課のホームページに掲載し、公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 参加資格制限の対象となる事実行為が施行日以前に行われていた場合であっても、施行日以後に当該事実行為が明らかとなり、別表各号の措置要件に該当する場合は、この要綱を適用するものとする。ただし、参加資格制限の対象となる事実行為が施行日以前に行われていた場合にあつて、第4条第9項及び第5条に該当する場合は「36ヶ月」を「24ヶ月」と読み替え適用するものとする。

3 この要綱の施行日以前に行った、森林整備業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく指名停止等の措置は、この要綱の規定に基づく措置とみなす。

附則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月27日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年6月27日から施行する。

2 参加資格制限の対象となる事実行為が施行日以前に明らかとなっていた場合にあつて、別表第1の2、又は3に該当する場合は、改正前の基準を適用するものとする。

附則

この要綱は、平成23年12月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

2 令和7年6月1日より前に行われた行為に対する、別表第2の7の適用については、改正前の規定による。

別表第1

事故等に基づく措置要件

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 福島県が発注する森林整備業務及び林産物売払い(以下「県発注業務等」という。)の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、森林整備業務及び林産物売払い(以下「業務等」という。)の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>1の2 県発注業務等の契約に係る競争入札において、契約締結後の県への提出資料等に虚偽の記載をし、業務等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(過失等による粗雑業務等)</p> <p>2 県発注業務等の施行に当たり、故意又は過失により業務等を粗雑にしたと認められるとき(過失による場合でその業務等の成果が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という)が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>3 県内における業務等で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般業務等」という。)の施行に当たり、過失により業務等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合の外、県発注業務等の施行に当たり、契約に違反し、業務等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上8か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であ</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>ったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた業務等関係者事故)</p>	
<p>7 県発注業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置要件

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、業務等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上24か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害等)</p> <p>3 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に該当する場合。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に該当する場合。以下同じ。)の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>4 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は廃棄物処理法の規定に違反し業務等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>5 有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくは</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>その使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者(以下「有資格者等」という。)が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等(以下「暴力団等」という。)との関係が認められるとき若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行う等、業務等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 24 か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、業務等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内</p>
<p>7 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、業務等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>

※なお、この措置基準に規定のない事案については、各措置要件に定める期間の範囲内において、森林整備業務競争入札参加者資格審査委員会又は林産物売払い入札参加者資格審査委員会における審議を踏まえ運用、措置するものとする。

別記

入札参加資格制限措置の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱い

福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱(平成20年3月28日付け19森第9171号。以下「措置要綱」という。)第5条の3の規定に基づく入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱いを次のように定める。

(調査審議決定前の不正行為の概要についての報告)

第1条 措置要綱第5条の3の規定に基づく入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を福島県入札制度等監視委員会(以下「委員会」という。)に対し行おうとする者(以下「報告者」という。)は、様式第8号による報告書1通をファクシミリ又はメールを利用して送信することにより、森林整備業務においては森林計画課、林産物売払いにおいては林業振興課(以下「当該課」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の提出に関するファクシミリの番号は、024-521-7543とし、メールアドレスは、shinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jpとする。

3 第1項に規定する報告書が提出された場合は、当該課が受信した時に、当該報告書が委員会に提出されたものとみなす(以下同様に、この事務取扱い中当該課に提出された報告及び資料は、委員会に対し提出されたものとみなす。)

4 第1項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を当該課に提出しなければならない。

(報告の確認及び提出期限の通知)

第2条 当該課は、前条第1項に規定する報告書を受領したときは、当該報告書を提出した者に対し、当該報告書の受領並びに様式第9号による報告書による当該不正行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うべき期限(以下「提出期限」という。)を電話により通知するものとする。

(調査審議決定前の報告及び資料の提出)

第3条 報告者は、前条で通知された提出期限までに、様式第9号による報告書1通及び資料を委員会に提出しなければならない。

(調査審議決定後の報告及び資料の提出)

第4条 調査審議に出席を求められた者又は第2条の通知において報告書による報告が調査審議決定後であるとされた者が、入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を委員会に対し行おうとするときは、次条に規定する期日までに、様式第9号による報告書1通及び資料を当該課に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書は、ファクシミリ又はメールを利用して送信することにより提出しなければならない。

3 第1項に規定する報告書の提出を行った者は、遅滞なく、当該報告書の原本を当該課に提出しなければならない。

(調査審議決定以後の報告及び資料の提出を行うべき期限)

第5条 調査審議決定以後の報告及び資料の提出を行うべき期限は、調査審議が行われた日の初日から起算して6日(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を含めない。)とする。

(報告書及び資料の提出の順位等)

第6条 提出期限までに第3条又は第4条に規定する報告書及び資料の提出を行った者が4以上あるときは、第1条第1項に規定する報告書の提出の先後及び第4条第1項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

(第三者への秘匿義務)

第7条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に規定する報告書を提出した者は、正当な理由なく、その旨を第三者に明らかにしてはならない。

(報告書及び資料の取扱い)

第8条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に基づき提出された報告書及び資料は、公正取引委員会及び捜査機関に提供する場合を除き、公表しないものとする。

様式第1号（第7条第1項関係）

文書記号及び番号

年 月 日

森林計画（林業振興）課長

（各発注機関の長）

入札参加資格制限措置要件該当事由発生報告書

下記有資格者について、入札参加資格制限措置要件に該当する事実があったので、福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱第7条第1項の規定に基づき必要書類を添えて報告します。

記

1 該当有資格者

- (1) 商号又は名称及び代表者氏名
- (2) 所在地

2 入札参加資格制限措置要件に該当する事実

- (1) 該当する措置要件（要綱別表第 第 号）
- (2) 事実又は行為等の発生日時及び概要等
- (3) 対応経過等

3 発注機関の長の意見

（※必要に応じて事実関係を証する書面等を添付すること。）

速報

森林整備業務等における事故発生報告書

年 月 日

森林計画（林業振興）課長

（森林整備業務等執行権者）
事務担当者（内線 ）

発注業務等において契約関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

事故発生日時						
発生場所						
発注者						
業務名						
契約相手方	住所					
	氏名					
下請人	住所					
	氏名					
被災内容	氏名	年齢	性別	被災の程度	負傷程度	
			男・女	死亡・負傷	全治	入院
			男・女	死亡・負傷	全治	入院
			男・女	死亡・負傷	全治	入院
事故内容等						
事故発生の原因	労働安全衛生法及び同規則違反の疑いがあるか					

- 注) 1 この報告書は、県及び県以外の一般の森林整備業務等に係る事故について提出すること。
 2 この報告書は、事故発生後3日以内に提出すること。
 3 この報告書には、図面・写真等の参考書類を添付すること。

詳報

森林整備業務等における事故発生報告書

文書記号及び番号
年 月 日

森林計画（林業振興）課長

（森林整備業務等執行権者）
事務担当者（内線 ）

発注業務等において契約関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事故発生日	年 月 日 ()	時	分 頃	
2 発生場所				
3 発注者				
4 業務の概要	(1) 業務名			
	(2) 業務の種類			
	(3) 業務の期間	着手	完成	
	(4) 契約金額	円		
5 契約相手方	(1) 商号・名称			
	(2) 住所	〒		
	(3) 代表者			
	(4) 登録している入札参加資格業務			
	(5) 現場責任者	氏名	事故発生時、現場に(いた。いない。)いない場合はその理由	
	(6) 下請施行の有無	有 (県発注業務の場合、下請通知書の提出~	有 無)	無
6 下請負人	(1) 商号・名称			
	(2) 住所	〒		
	(3) 代表者			
	(4) 下請業務の内容			
	(5) 下請金額			
	(6) 登録している入札参加資格業務			
7 被災者 死亡 人 負傷 人 物損 円	(1) 氏名	(年 月 日生 歳 男・女)	
	(2) 住所			
	(3) 勤務先			
	(4) 被災の程度	死亡・負傷 (全治	入院)
	(5) 物損 内容	約	円	
	(1) 氏名	(年 月 日生 歳 男・女)	
	(2) 住所			
	(3) 勤務先			
	(4) 被災の程度	死亡・負傷 (全治	入院)
	(5) 物損 内容	約	円	

様式第 2 - 2 号 裏面

8 事故発生の経過
9 事故発生の原因 (1)安全衛生管理の措置が適切であったか (2)労働安全衛生法及び同規則違反の疑いがあるか
10 確認事項 A 下記事項に該当する。 B 下記事項に該当しない ・事故の原因が明らかに作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合※ ¹ ・事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合※ ²
11 その他参考となる事項
12 安全管理の程度 A 著しく安全管理義務を怠っていたと認められる。 B 安全管理上の問題が認められ、契約相手方が通常講ずべき安全管理の措置が不適切であったと認められる。 C 請負者の安全管理の措置は、概ね適切であったと認められる。
13 公所長としての意見

注) 1 この報告書は、県及び県以外の一般の発注森林整備業務等に係る事故について提出すること。

2 この報告書は、事故発生後 10 日以内に提出すること。

3 この報告書には、労働者死傷病報告書（労働安全衛生規則第 97 条関係様式）の写しの他に、
図面・写真等の参考書類を添付すること。

4 下請負人・被災者等で欄に不足が生じる場合は、様式を適宜作成すること。

5 人身事故の場合、「全治までの期間」及び「入院する期間」（入院しない場合は、「入院なし」と記載）を確認できる医師の診断書を添付すること。

6 添付資料については、別紙「様式第 2 - 2 号の添付書類等」を参照のこと。

※ 1 例えば、公道上において車両により資材を運搬している際の脇見運転により生じた事故等。

※ 2 例えば、適切に管理されていたと認められる森林整備等の現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等

森林整備業務等における事故発生報告書

年 月 日

（森林整備業務等執行権者）

契約相手方 住 所

氏 名

発注業務等において契約関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、下記のとおり報告します。

記

事故発生日時		年 月 日 ()		時 分 頃	
発 生 場 所					
業 務 名					
被災(労働)者	住 所				
	氏 名		勤務先		
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別
被災の程度					
事故発生状況及び原因 ① どのような場所で ② どのような作業をしている時に ③ どのような物又は環境で ④ どのような不安全な又は有害な状況にあって ⑤ どのようにして事故が発生したか 等を詳細に記入し被災状況を図示する					
安全管理対策	定例的な安全管理対策				
	事故発生当日の安全管理対策				

(注) この報告書は、県発注森林整備業務等に係る事故について提出すること。

森第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

福島県知事

森林整備業務等入札参加資格制限通知書

このたび、貴 様 に対して下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る森林整備業務等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該森林整備業務等の完成保証人等となることはできません。

記

- 1 入札参加資格制限の期間 ①
- 2 入札参加資格制限の理由 ②

教示

この通知に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立てることができる。

- 注) 1 ①には、入札参加資格制限期間の始期及び終期を記入する。
2 ②には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要、該当する措置要件等を記載する。

森第 号
年 月 日

様

福島県知事

森林整備業務等入札参加資格制限通知書

次のとおり森林整備業務等の入札参加資格制限の措置を行ったので通知します。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る森林整備業務等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該業務等の完成保証人等となることはできません。

また、当該企業を含む事案において、既に指名決定を受け、指名通知を行っているものについては、当該指名取消しの通知を行い、入札参加資格確認を行っているものについては、当該入札参加資格確認取消しの措置を行ってください。

- 1 商号又は名称
- 2 代表者名
- 3 住所
- 4 登録業種
- 5 入札参加資格制限期間
- 6 入札参加資格制限理由

森第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

福島県知事

森林整備業務等入札参加資格制限期間変更通知書

年 月 日付け第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、このた
び下記のとおり入札参加資格制限期間の変更を行ったので通知します。

記

- 1 従前の入札参加資格制限の期間
- 2 変更後の入札参加資格制限の期間
- 3 入札参加資格制限変更の理由

教示

この通知に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要
領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立
てることができる。

森第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

福島県知事

森林整備業務等入札参加資格制限解除通知書

年 月 日付け第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、この
たび、下記のとおり当該入札参加資格制限を解除したので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の解除を行った期日
- 2 入札参加資格制限解除の理由

森第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

福島県知事

森林整備業務等入札参加資格制限期間承継通知書

この度、貴社が現在入札参加資格制限期間中である ① から ② ことに
伴い、福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり
入札参加資格制限期間が承継されたので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の承継期間 ③
- 2 入札参加資格制限承継の理由 ④

教示

この通知に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要
領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立
てることができる。

- 注) 1 ①には、入札参加資格制限期間中の有資格者名を記載する。
2 ②には、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ事実を簡明に記載する。
3 ③には、入札参加資格制限の始期及び終期を記載する。
4 ④には、措置要件に該当する事実について、参加資格制限の期間中の有資格者名、受け
継いだ業務内容、概要等を記載する。

森林整備業務等入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	
住 所	

2. 措置期間

年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）

3. 事実概要

4. 措置理由

【森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第 〇】

措 置 要 件	期 間

問 い 合 わ せ 先

福島県農林水産部森林計画（林業振興）課

福島県福島市杉妻町2-16

（電話） - -

様式第8号（第5条の3関係）

森林整備業務等入札参加資格制限の減免に係る報告書

年 月 日

福島県入札制度等監視委員会

（福島県農林水産部森林計画（林業振興）課長）

（ファクシミリ番号 024-521-7543 メールアドレス shinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jp）

住所

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

（担当者の職名及び氏名）

福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱第5条の3の規定による入札参加資格制限の減免を受けたいので、下記のとおり報告します。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

○報告する不正行為の概要

1 当該行為の対象となった 業務名等	
2 当該行為の内容	
3 当該行為の時期	年 月 日

記載上の注意事項

1 当該行為の対象となった業務名等

当該行為の対象となった業務名等について、その対象が分かるように具体的に記載すること。業務名等をどのように記載したらよいか分からないときは、入札月日や開札場所など、対象を特定できる項目を記載すること。

2 当該行為の内容

例えば、入札参加者、対象となる業務等の発注者（〇〇農林事務所など県の機関名を記載する）等が分かるように、具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、具体的に記載すること。

3 当該行為の時期

当該行為に係る取決め等をした時期を記載すること。個別の取決め等が無く、基本的な決めのみがある場合で、当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

※ 書ききれない場合は、適宜、別紙（様式任意）に記載すること。

この報告書をファクシミリ又はメールで送信する際は、誤送信することのないようにすること。

ファクシミリ又はメール送信後、報告書の正本を郵送すること。

様式第9号（第5条の3関係）

森林整備業務等入札参加資格制限の減免に係る報告書

年 月 日

福島県入札制度等監視委員会

（福島県農林水産部森林計画（林業振興）課長）

（ファクシミリ番号 024-521-7543 メールアドレス shinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jp）

住所

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

（担当者の職名及び氏名）

福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱第5条の3の規定による入札参加資格制限の減免を受けたいので、下記のとおり報告します。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

1 報告する不正行為の内容

(1) 当該行為の対象となった業務名等	
(2) 当該行為の内容	
(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の「氏名又は名称」及び「住所」	
(4) 当該行為の時期	年 月 日

2 当該行為に関与した役職員の役職名及び氏名

現在の役職名 及び所属名	関与していた当時の役職名及び所属名 (当該役職にあった時期)	氏名

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

事業者名	現在の役職名 及び所属名	関与していた当時の役職名 及び所属名 (当該役職にあった時期)	氏名

4 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

5 その他参考となるべき事項

6 提出資料

次の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備考

記載上の注意事項

1 報告する不正行為の内容

(1) 当該行為の対象となった業務名等

当該行為の対象となった業務名等について、その対象が分かるように具体的に記載すること。

例えば、発注者（〇〇農林事務所など県の機関名を記載する）、競争入札の方法（条件付一般競争入札、指名競争入札等）、業務の発注種別（森林整備委託、林産物売払等）等を具体的に記載すること。

(2) 当該行為の内容

例えば、落札予定者の選定方法（ルールの内容）、伝達方法等が分かるように具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、具体的に記載すること。

(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の「氏名又は名称」及び「住所」

当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所等についても具体的に記載すること。

(4) 当該行為の時期

当該行為に係る取決め等をした時期を記載すること。個別の取決め等が無く、基本的な決めのみがある場合で、当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

2 当該行為に関与した役職員の役職名及び氏名

現在関与している者だけでなく、過去に関与したことのある者も可能な範囲で記載すること。

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 当該行為に関与している者を可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。

(2) 事業者団体の役職員が関与している場合は、その者についても記載すること。

4 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

当該行為に係る取決めの実施状況について、具体的に記載すること。

例えば、参加した入札について、落札予定者が決定された経過、自己が落札予定者となったときの他の者への入札価格の連絡の状況、他の者が落札予定者となったときのその者からの入札価格の連絡の状況などが分かるように記載すること。

5 その他参考となるべき事項

- (1) 例えば、関係する事業者団体の概要等、参考となるべき事項を記載すること。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項第1号から第3号に定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実（いわゆる官製談合）がある場合は、その内容についても記載すること。

6 提出資料

- (1) 当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等、前記1から5までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し提出すること。
- (2) 前記1から5までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の1番目のものには「2-①」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

※ 書ききれない場合は、適宜、別紙（様式任意）に記載すること。

この報告書をファクシミリ又はメールで送信する際は、誤送信することのないようにすること。

ファクシミリ又はメール送信後、報告書の正本を郵送すること。

様式第2-2号の添付書類等

	提出する資料	備 考
1	森林整備業務等における 事故発生報告書 様式第2-2号	・県注業務に関する報告に際しては、事前に請負者から様式第2-3号の報告を求めること。（要綱第7条第2項及び第3項）
2	医師の診断書の写し	・診断書は、「全治」「加療」「入院」などの期間が分かる記載があるものが望ましい。 ・死亡の場合は、死亡診断書の写し。
3	労働者死傷病報告書 （労働安全衛生規則 第97条関係）の写し	・左記の報告書の他に、請負者が労働基準監督署（以下「労基」という。）に提出したもの（例えば改善報告書や是正報告書）があればその写しを提出。
4	図面・現場写真 （カラーコピー可）	・事故現場の位置図、平面図（事故作業に関する作業員の配置計画と配置実績を記入する。）、現場写真など。併せて、事故の状況が分かるポンチ絵を添付すること。 ・公衆損害事故の場合は、保安施設設置標準図及び設置実績が分かる書類を提出。
5	事故発生の経緯等	・請負者に事故の状況を時系列にまとめたもの（様式任意）を報告させること。（記載項目は、たとえば朝礼・KY活動の実施状況（作業員への指導・伝達状況）、事故発生状況、事故原因、被災者対応、労基・警察への報告、現場検証、事情聴取等の内容など。現場検証や事情聴取の記載は一问一答式が望ましい。） ・指導票、是正勧告書、使用停止等命令書などが労基から請負者に出ている場合には、その写しを提出。
6	安全管理の措置状況 （施工計画書、KY活動記録、作業手順書等の写し）	・施工計画書は、安全管理及び事故作業に関する部分を抜粋すること。 ・上記の書面の他に、事故の作業内容に関する危険対策を作業員等に口頭で注意喚起していれば、その内容を報告させること。（様式任意） ・請負者がKY活動記録等を作成していない場合には、その理由を報告させること。（様式任意）
7	労働安全衛生法等の 違反の有無	・事故の作業内容において、使用重機、オペレーター、誘導者、作業主任者、合図者、作業員などについて、資格の保有、講習の受講、保護具の着用など、法令違反がないか確認し、その結果を報告すること。（様式任意）

注) 1 詳報の提出期限（10日以内）に提出できない書類は、準備ができ次第すみやかに提出すること。

2 安全点検に関する参考資料（共有キャビネット/土木部/企画技術総室/技術管理課/現場安全点検の手引き/）

報告内容の注意点

様式第2-2号及び添付書類を元に以下の点について検討しますので、これらのことが分かるように資料を整理し、報告してください。

1 要綱別表第1の2（過失等による粗雑業務等）

- ・過失の原因となったのは何か、その行為により瑕疵（あるべき品質や性能が欠如していること）が発生することは予見できたか。
- ・請負者がその過失をいつの時点で認識していたか、またその後の対応はどうか。
- ・その過失により発生した瑕疵は、業務の目的物にどのような影響をどの程度与えるものか。

2 要綱別表第1の5、6（公衆損害事故）、第1の7、8（業務等関係者事故）

- ・当日の危険予知活動（KY活動）における、現場代理人の指示はどうであったのか。一般的な注意事項ではなく、現場に合った内容となっていたか。
- ・事故の原因となった行動を取った者は、なぜそのような行動を取ったのか。また、そのような行動を取ったのは事故の時が初めてか、周りの人は注意しなかったのか等。
- ・伐倒等における立入禁止区域の周知状況。
- ・公衆損害事故については、保安施設内への立入り規制の状況、被災者の行動となぜそのような行動を取ったのか。
- ・警察署、労基の現場検証の内容はどのようなようであったか。
- ・被災者の行動となぜそのような行動を取ったのか。
- ・被災者の救護、現場保存、二次災害の防止措置。
- ・労基の是正勧告・措置、指導票等の内容、災害防止対策の状況。
- ・発注者が国や市町村である場合、入札参加資格の制限等の措置の実施状況。
- ・公所長の意見について、なぜそのように判断したのか。様式第2-2号の「9 事故発生の原因」及び「11 安全管理の程度」を受けた内容となっているか。